

高知くらしの護身術

378

リコール情報サイト

身の回りの製品確認

(2015年12月15日掲載原稿)

リコール中の製品で毎年100件以上の事故が発生しています。

長崎県の高齢者グループホームで2013年2月、1999年から製品回収が行われていた加湿器が火元と見られる火災が起き、5人が亡くなりました。

事故防止のためには、リコール情報を受け取り、その内容を理解して適切に対応することが大切です。

消費者庁の「リコール情報サイト」では、事業者の届け出などにより関係行政機関などが公表しているリコール情報や、事業者から任意で提供されたりコール情報を確認することができます。

自動車、住宅設備、家電製品、スポーツ・レジャー用品、玩具、日用品、化粧品、食品など、消費者向けの幅広い製品が対象です。

サイトでは、キーワード検索などにより、必要な情報を探し出すことができます。

また、事前にメールアドレスを登録することで、新規に登録されたりコール情報を通知するサービスもしています。

事業者は、新聞の広告欄や折り込み広告で消費者に呼び掛けているほか、最近は製品購入時にユーザー登録をすることで、リコール情報を届けるしくみをつくっています。

この機会に身の回りにある製品がリコール対象になっていないか、確認してみましょう。

インターネットの環境がない方は、消費生活センターに問い合わせ確認できます。

リコール該当製品が身近にあった場合、決して自己判断で使用を続けてはいけません。使用を中止し、事業者に連絡しましょう。